**子ども総合科学館駐車場交通誘導業務委託（10月）仕様書**

この仕様書は、業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じ、軽微なものについては、仕様書に明記されていない事項であっても誠意をもって交通誘導業務を行い、公益財団法人とちぎ未来づくり財団（以下「委託者」という。）が業務上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で交通誘導業務を実施するものとする。

１　目　的

栃木県子ども総合科学館のリニューアルオープン後の来館者増が見込まれる期間において、駐車場及び当館敷地出入口付近等の交通誘導業務を委託することにより、来館者の安全確保及び駐車場の混雑緩和を図ることを目的とする。

２　対象施設の概要

（１）所在地　　栃木県宇都宮市西川田町５６７番地

（２）対　象　　第1・第2・第3の各駐車場及び当館敷地出入口付近

３　交通誘導業務の委託期間

令和7(2025)年10月1日から令和7(2025)年10月31日まで

４　勤務日、従事者数及び勤務時間

（１）勤務日及び従事者数等

　　ア　別紙「勤務日及び従事者数」のとおり。ただし、当月中に勤務日数の変更や従事者数の変更などが必要になった場合は、その都度、委託者と受託者で協議する。

　　イ　各日交通誘導警備業務検定2級以上を2名配置すること。

（２）勤務時間

　　　8：30から17：00まで

５　委託業務

（１）来館した車両を安全かつ円滑に駐車場の駐車スペースに誘導する。駐車場への誘導の優先順位は、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場の順とする。

（２）駐車スペースに空きが生じた場合には、適宜、空いたスペースに車両を誘導する。

（３）第3駐車場に車両を誘導する場合には、本館敷地と第3駐車場の間に位置する道路との出入口に交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の安全を確保すること。

（４）満車になった場合には、正門付近（国道121号線含む）で満車の案内を行うこと。

（５）当館に常駐する株式会社東亜警備の警備員と緊密に連携して業務を行うこと。

６　交通誘導業務開始及び終了の報告

　　受託者は、勤務日の業務開始時は委託者に口頭で報告し、終業務了時は委託者に警備日報を提出すること。

７　業務完了報告及び支払い

受託者は、委託業務終了後、業務完了報告書を提出すること。委託者は。業務が完了したことを確認後、受託者の発行する請求書を受理した翌月末までに委託料を支払う。

８　損害の補償及び免責事項

（１）補償事項

ア　委託期間中に、受託者の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については、受託者が補償すること。

イ　委託期間中に受託者が被った損害については、受託者が補償すること。

（２）免責事項

ア　その損害が委託者の責めに帰すべき事由によるもの

イ　天災地変その他の不可抗力によるもの

９　再委託の禁止

委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

10　委託業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項に十分留意すること。

1. 災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置をとるとともに、総務課職員に連絡し、二次災害の防止に努めること。また、速やかにその経緯を報告すること。
2. 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。
3. 職務上知りえた事項を他に漏らさないこと。
4. 所定の制服を着用すること。

11　その他

1. 本仕様書に明示のない事項及び詳細、本仕様書により難い事項については、その都度、委託者と受託者が協議のうえ進めることとする。
2. 自家用車による通勤可（駐車場無料）